

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金の手続きについて

上越市除雪オペレーター人材確保促進事業補助金（以下、「補助金」）の手続きについては、上越市補助金交付規則（以下「規則」）及び補助金交付要綱（以下「要綱」）に従い、以下のとおり手続きしてください。

1 申請書の提出について

申請書は、記載例を参考に「第1号様式 補助金交付申請書」を作成し、「第2号様式 雇用等証明書」及び「資格取得に要する経費の額が分かる書類の写し」を添えて、市に提出してください。

留意事項

- 申請は年間を通して受付しますが、その年度の3月15日までに実績報告書を提出してください。
- 既に大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）を取得済の方で車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）運転技能講習のみを受講したい方は、取得済が証明できる書類の写し（運転免許書）を提出してください。
- 「資格取得に要する経費の額が分かる書類の写し」は、金額の内訳が分かるものを提出してください（様式任意）。

2 資格取得について

留意事項

- 申請しても必ず補助金が交付されるわけではありません。市に提出された申請書を基に補助金交付の可否の審査を行い、後日申請者に「補助金交付（決定・却下）通知書」を送付しますので、「補助金交付決定通知書」を受理した方は、交付決定後速やかに、免許取得に係る手続きを行ってください。
- 大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）を取得後、速やかに車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）運転技能講習の受講を行えるよう事前の日程調整をお願いします。

3 (変更・中止) 承認申請書の提出について

交付決定の内容に変更があったとき、または資格の取得を中止する場合は、要綱「第4号様式 補助金(変更・中止)承認申請書」を作成して、必要な書類(見積書、その他変更した内容が分かる書類など)を添えて、市に提出してください。

留意事項

- 交付決定の内容を変更または中止する場合は、速やかに雪対策室または総合事務所へ連絡ください。
- なお、交付決定前でも内容を変更または中止する場合は、速やかに雪対策室または総合事務所へ連絡ください。
- 「補助金(変更・中止)承認申請書」における申請日は、交付決定日以降で変更内容が確定した日を記入し、速やかに提出してください。

4 実績報告書の提出について

実績報告書は、記載例を参考に、規則「第3号様式 補助事業実績報告書」を作成し、必要な書類を添えて市に提出してください。

留意事項

- 実績報告書は、事業が終了次第、速やかに提出してください。
- 添付書類

資格取得を証明するもの (運転免許書の写しなど)	補助金交付決定となった資格を取得したことが分かる書類の写しを添付してください。
資格取得に係る領収書 (明細含む)	教習又は受講後に、領収書と合わせ支払いの明細が分かる写しを添付してください。

5 補助金の支払いについて

市に提出された実績報告書を確認後、申請者の請求した所定の口座に補助金を支払います。

【問合せ先】

上越市役所 道路課雪対策室 (電話 025-526-5111)

または、浦川原区総合事務所 建設グループ (電話 025-599-2303)

柿崎区総合事務所 建設グループ (電話 025-536-6719)

板倉区総合事務所 建設グループ (電話 0255-78-2141)